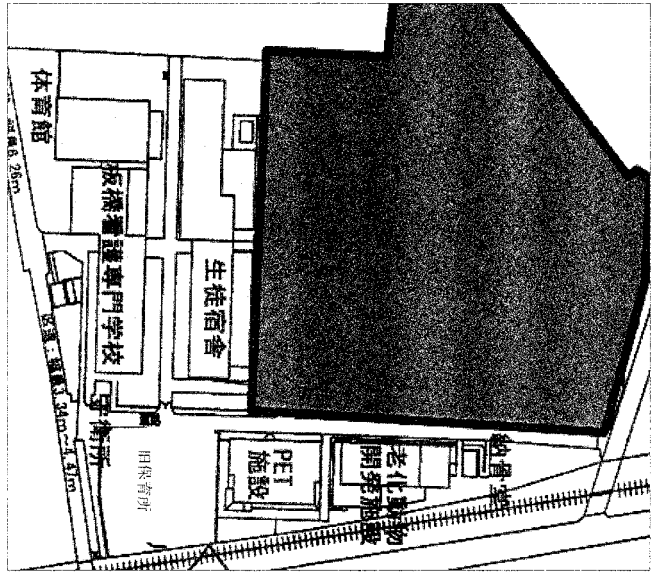



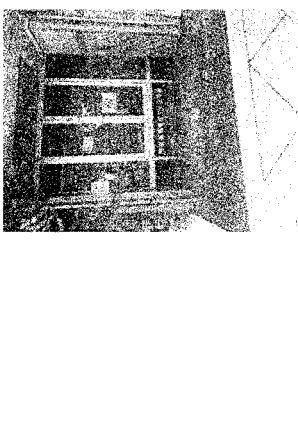
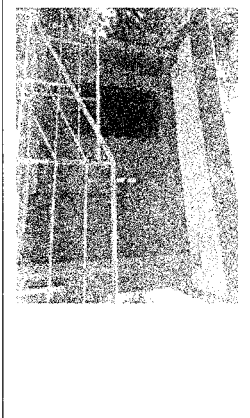

図 B2-5-1 板橋キャンパス仲町用地の土地 (黒塗り以外の箇所)



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

この土地については、図 B2-5-1 のとおり、平成 25 年度末に新校舎へ移転した後、東京都立板橋看護専門学校の旧校舎がそのまま現存し、新校舎への移転以後 4 年超にわたって使われていない状態にある。その主な理由としては、東京都立広尾看護専門学校改修工事に当たって、仮移転予定地とされていたためである。また、旧校舎のほかにも、PET 施設、老幼動物開発施設、納骨堂、生徒宿舎の建物と、図 B2-5-1 右下の白塗り箇所である保育所跡地があり、老幼動物開発施設以外の施設については、全て利用されていない状態にあった。

写真 B2-5-1 板橋キャンパス仲町用地の土地内に現存する各施設
 都立板橋看護専門学校旧校舎
 老幼動物開発施設

	
<p>納骨堂</p> 	<p>PET 施設</p> 

(平成 30 年 8 月 31 日に監査人が撮影)

そのため、上記の土地、建物につき、今後活用予定があるのか福祉保健局に確認したところ、以下の回答を得た。

【福祉保健局の回答】

- ・旧板橋看護専門学校が、平成 25 年度末に新校舎に移転し、旧校舎等跡地については、高齢者施策に限らず、広く局内ニーズを踏まえた活用策を検討している。(既存建物の解体は、整備計画に含わせて進める予定)
- ・活用策としては、各事業所の移転改築等を検討しているが、実現に当たっては、事業所全体の整備計画を踏まえる必要があるほか、地元自治体、近隣住民との調整等の課題もある。

福祉保健局では、板橋キャンパス仲町用地の未利用土地につき、局内ニーズを踏まえた活用策を検討しているが調整中であり、具体的な活用策が定まっていない。他方、旧板橋看護専門学校校舎の建物についても、ニーズを踏まえ、活用策を具体的に検討している。

旧板橋看護専門学校校舎の建物について、次の活用策が具体化できないのであれば、建物の解体も検討する必要があると考える。この点、都に確認したところ、解体工事に当たり土壌汚染調査を行う必要があるが、跡地の活用策によって土壌汚染調査のレベルが異なることから、解体工事についても着手できない状況にあるとのことであった。

次の活用策が定まらない状態で、長期的に都が管理し続ける場合、毎年度、使用されない状態にある土地、建物に対してかかる費用が、膨らむ一方であると想定される。板橋キャンパス仲町用地に関し、平成25年度末の移転後も、警備費、設備管理費、光熱水費などの構内管理に係る経費が、高齢社会対策部の負担・執行分に限っても、毎年度1千万円近く生じている。

次の活用策が定まるまで、長期にわたり、費用負担が続くことになれば、経済性の観点から望ましくないと考える。また、今後、長期にわたり使用されない状態にあることは、資産の有効性の観点からも望ましくないと。そのため、次の活用方法について検討し、早急に決定すべきである。

また、旧板橋看護専門学校校建物やPET施設、老化動物開発施設、納骨堂が点在する敷地内には構内通路があり、この構内通路は、敷地内にある複合型介護施設を利用する者や近隣住民の往来が、深夜の時間帯を除いて可能となっている。また、これらの施設には、敷地全体を囲む柵はあるものの、構内通路があるため、施設に近づぐことも容易に可能となっている。防犯のための費用も今後かかり続けることから、校舎建物を含めた全ての施設について、今後、解体を行うっていくことが望ましいであろう。

(意見2-2-2) 板橋キャンパス仲町用地の有効活用について

板橋キャンパス仲町用地について、平成25年度末に新校舎に移転した、東京都立板橋看護専門学校の旧校舎がそのまま現存している。その主な理由としては、東京都立広尾看護専門学校の改修工事に当たって、仮移転予定地とされていたためである。敷地内には旧校舎のほかにも、各種施設と保育所跡地があるものの、全て利用されていない状態にある。

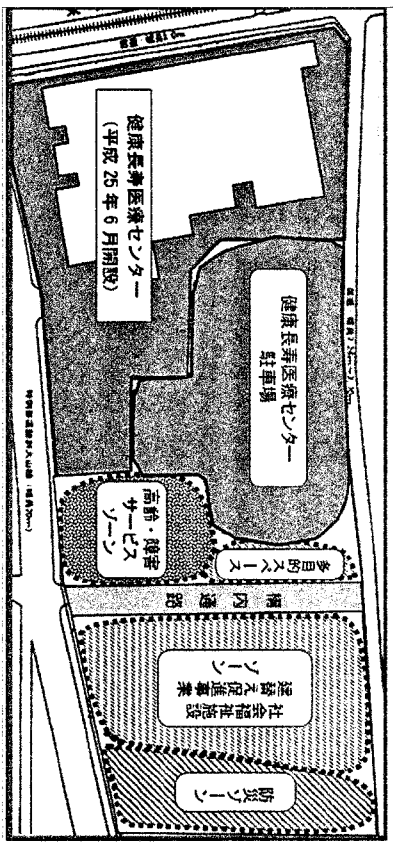
これらの土地、建物の維持管理に当たっては、東京都立板橋看護専門学校が移転した平成25年度末以降も、警備費等の構内管理に係る経費が毎年度一定程度生じており、今後も、具体的な活用策がないまま、長期にわたり、費用負担が続くことになれば、経済性の観点から望ましくないと。また、これらの土地、建物が、今後、長期にわたって使用されない状態となる場合、資産の有効性からも望ましくないと考える。

以上より、都民にとって有効活用となるよう、次の活用方法について、都として引き続き検討されたい。

② 板橋キャンパス栄町用地について

板橋キャンパス栄町用地の土地については、平成29年度末現在、平成25年6月に開設した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの新施設が存在し、地方独立行政法人健康長寿医療センターの旧施設(旧老人医療センター、旧老人総合研究所等)の解体工事の途中である。旧施設跡地については、平成25年6月に閉鎖した後は、平成20年2月に策定された、板橋キャンパス再編整備基本計画に基づいた跡地活用に向けて、平成27年9月から解体工事を進めており、平成30年度中に解体工事が完了する予定である。板橋キャンパス再編整備基本計画に基づき跡地活用については、図B2-5-2にあるように、高齢・障害サービスマンゾーン、社会福祉施設建替え促進事業ゾーン、防災ゾーンとして、それぞれ活用する方針が示されている。

図 B2-5-2 板橋区栄町 35 番 2 の土地の活用方針



(福祉保健局作成資料より抜粋)

板橋キャンパス栄町用地については、図 B2-5-2 の活用方針に基づき、解体工事完了後に各ゾーンの事業の早期具体化を期待するところである。

③ 東村山キャンパスについて

東村山キャンパスは、旧東村山ナーシングホームや民間事業者が運営する特別養護老人ホーム等の施設が点在し、多摩北部医療センター用地として病院経営本部に使用承認している部分もある。東村山キャンパス敷地内の土地の利用状況については、表B2-5-2のとおりである。

表 B2-5-2 東村山キャンパス内の土地の利用状況

所在地	地積	使用状況
東村山市青葉町一丁目7番70	8,000.13㎡	・ 養護老人ホームが存在 ・ 福祉保健局が事業者に貸付中 (福祉保健局が所管する都立施設の改革に伴う財産処理方針に基づく対応) (平成23年6月23日～平成53年6月22日)
東村山市青葉町一丁目7番72,73	8,045.18㎡	・ 特別養護老人ホームが存在 ・ 福祉保健局が事業者に貸付中 (都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業) (平成28年10月20日～平成78年10月19日)
東村山市青葉町一丁目7番74,75	7,220.14㎡	・ 特別養護老人ホーム建設予定 ・ 福祉保健局が事業者に貸付予定 (都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業)
東村山市青葉町一丁目7番1外5筆	138,431.88㎡	東村山キャンパスの上記の民間貸付用地以外の全ての用地であり、多摩北部医療センターの病院建物、駐車場、職員住宅に係る土地や雑木林等を含む。利用可能な用地については局内ニーズ等を踏まえ、活用策を検討中。 (福祉保健局作成資料より監査人が作成)

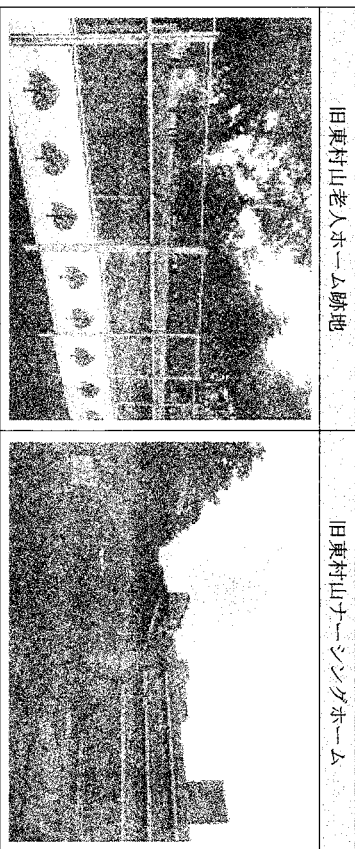
表B2-5-2の土地の利用状況について、現場視察の結果、この敷地内には多摩北部医療センターが現存しているものの、それ以外に未利用の土地、建物、敷地が所在することが分かった。過去には東村山老人ホームや東村山ナーシングホームが存在し、平成29年度においては、東村山ナーシングホームのみが、都立高齢者施設として運営されていたが、民営化に伴い、廃止している。

民間貸付用地以外の土地の利用状況をまとめたものが、表B2-5-3である。

表 B2-5-3 東村山市青葉町一丁目7番1外5筆の土地の主な利用状況

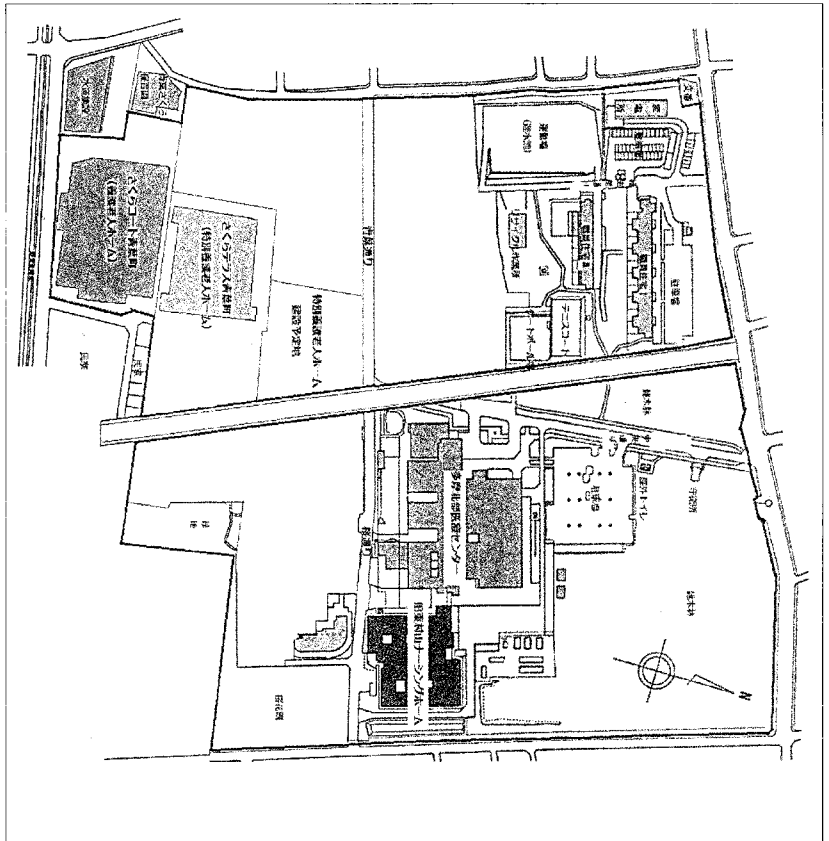
施設名	備考
旧東村山老人ホーム跡地 (民間貸付用地を除く。)	廃止済み (平成27年度末に廃止、施設は平成29年度末に解体完了)。跡地部分が平成30年度以降、使用されない状態になる。
旧東村山ナーシングホーム建物土地	廃止済み (平成29年度に廃止、建物は現存)。建物、土地が平成30年度以降、使用されない状態となる。
多摩北部医療センター	多摩北部医療センターが現存。多摩北部医療センター用地として、土地を病院経営本部に使用承認している。 (福祉保健局作成資料より監査人が作成)

写真 B2-5-2 東村山市青葉町一丁目7番1外5筆の土地内に現存する各施設



(平成30年9月4日に監査人が撮影)

図 B2-5-3 東村山キャンパスの土地



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表 B2-5-3 から分かるとおり、旧東村山老人ホーム跡地と旧東村山ナーシングホーム建物土地が、平成 30 年度以降は使用されない状態となっており、今後の活用策について、福祉保健局内で検討されているところである。

まず、旧東村山老人ホーム跡地については、平成 29 年度末に施設の解体工事が完了し、現在は、写真 B2-5-2 のとおり更地となっている。これまでに、跡地の一部（東村山市青葉町一丁目 7 番 1 外 5 筆以外の土地）について、東村山ナーシングホームの後継施設である、民設民営の特別養護老人ホームの建設用地として活用している部分はあるものの、その他の用地については、いまだ活用策が定まっておらず、資産の有効性の観点から望ましくないと見える。また、

平成 30 年度以降、土地の維持管理費用が毎年度発生することから、経済性の観点から望ましくないと見える。

次に、旧東村山ナーシングホーム建物土地の今後の活用策は、庁内のニーズを踏まえ検討しているが調整中であり、平成 30 年度以降しばらく、使用されない状態が続くことが想定され、資産の有効性の観点から望ましくないと見える。また、平成 30 年度以降、旧東村山ナーシングホーム建物土地にかかる維持管理費用が毎年度発生することから、経済性の観点から望ましくないと見える。

(意見 2-2-3) 東村山キャンパス内の資産の活用について

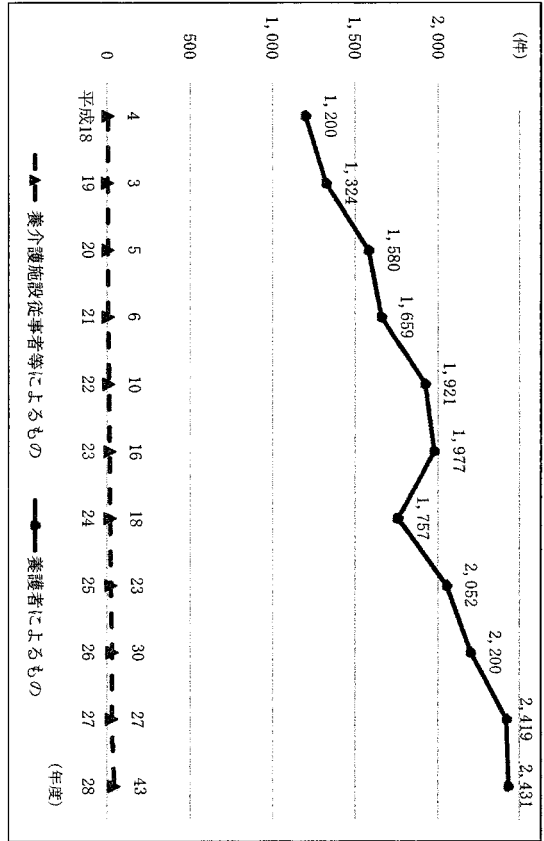
東村山キャンパス内の資産の利用状況について確認したところ、旧東村山老人ホーム跡地と旧東村山ナーシングホーム建物土地について、平成 30 年度以降、長期にわたって使用されない状態となる可能性がある。そのため、これらの資産の今後の活用策について確認したところ、いずれも明確に定まっていない状況であった。その理由としては、いずれも庁内ニーズを踏まえ検討しているが、関係各所との間で調整中のためである。

しかしながら、長期にわたって使用されない状態が続くことは、資産の有効性から望ましくなく、また、維持管理費用が発生することから、経済性の観点からも望ましくないと見える。そのため、今後も、全庁的なニーズを吸い上げつつ、活用策について早急に検討を進めるべきである。

(2) 高齢者虐待への対応について

高齢者人口の増加に伴い、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づく虐待判断件数は、グラフ B2-5-1 のとおり大きく増加している。養介護施設従事者等による虐待は、平成 20 年度に 5 件、平成 25 年度に 23 件、平成 28 年度に 43 件と件数が増加、また、養護者による虐待についても、平成 20 年度に 1,580 件、平成 25 年度には 2,052 件、平成 28 年度には 2,431 件と大幅に増加している。

グラフ B2-5-1 高齢者虐待防止法に基づく虐待判断件数

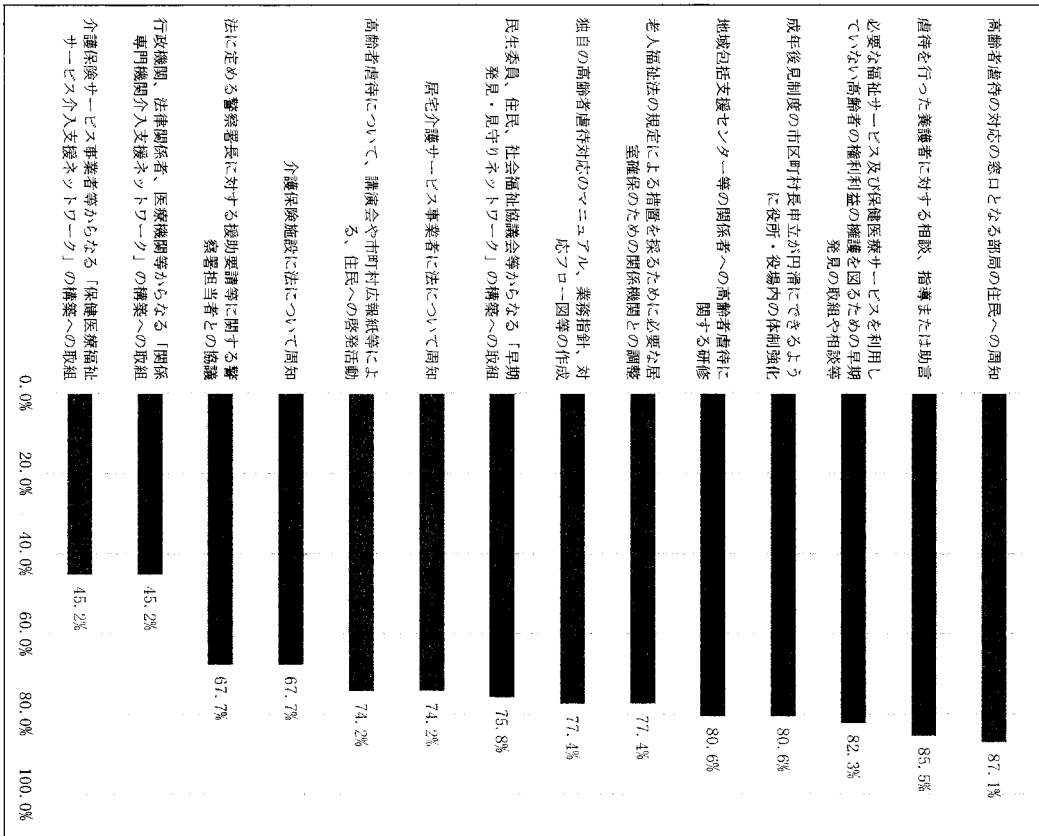


(第7期高齢者保健福祉計画より監査人が作成)

高齢者虐待防止法第6条において、区市町村は、「養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする」と定められている。また、第22条においては、区市町村は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の通報を受けたときは、通報事項を都道府県に報告しなければならない等定められており、高齢者虐待への対応については、区市町村が大きな役割を担っている。

区市町村、地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待防止の対応が実施される中、区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況は、グラフ B2-5-2 のとおりである。

グラフ B2-5-2 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について



(注) 調査については、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」という項目で記載している。便宜上項目の表示を一部省略している。

(福祉保健局「平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より監査人が作成)

高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、まだ取り組んでいない割合が高い項目は、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組と「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組であり、それぞれ既に取り組んでいると回答した区市町村の割合は45.2%となっている。都では、「早期発見・見守りネットワーク」なども含め、地域の実情に応じたネットワークづくりが必要と考えているが、区市町村によっては、虐待に特化しない既存の制度等を活用することもあるため、地域により差が生じていると認識している。

都では、高齢者虐待対策として、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等や地域包括支援センター職員を対象とした研修を開催し、専門機関との連携について、知識の向上を図っているところである。都においては、区市町村が、まだ取り組んでいないとの回答率が高い「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組と「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組について、どのような理由から取り組んでいないのか、都として区市町村の状況を把握し、区市町村のみで対応しきれない状況があるのであれば、都が、専門機関との連携に適切な助言等を行い、状況改善を図る必要があると考えられる。

(意見2-24) 高齢者虐待の対応について

高齢者虐待の防止に対しては、区市町村が主体として事業を実施している。都は、区市町村に対して研修を実施し、業務上必要となる知識や技術の習得・向上を図っている。

しかしながら、高齢者虐待防止の体制整備において、高齢者虐待対応の責任を担っている区市町村では、専門機関が介入支援するネットワークの構築等への取組状況に差が生じている。地域包括支援センターやその他の関係機関及び民間団体等との連携体制の構築は、区市町村が整備することとなっているものの、都としては、区市町村が高齢者虐待防止に係る体制を構築できるよう、詳細な実態を把握し、地域の実情に応じた体制構築に向けた助言を実施して、高齢者虐待対策の適切な体制整備を促進されたい。

公益財団法人東京都福祉保健財団及び

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの

経営管理について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき包括外部監査

II 選定した特定の事件 (監査のテーマ)

公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

III 監査対象年度

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象団体

公益財団法人東京都福祉保健財団
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

V 監査の実施期間

平成30年7月5日から平成31年3月31日まで

VI 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

2. 補助者

資格等	氏名
公認会計士	村松啓輔
公認会計士	谷川陽子
公認会計士	中島義晴
公認会計士	松田麻貴
公認会計士	畑秀信
公認会計士	森本恵梨奈
公認会計士	千野輝実
公認会計士	鈴木崇大
公認会計士	佐田明久
公認会計士試験合格者	梶慎吾
公認会計士試験合格者	若槻直人
公認会計士試験合格者	貝瀬陽香
公認会計士試験合格者	諏訪部千絵
その他	渡邊美樹
その他	安西久美子

Ⅶ 特定の事件を選定した理由

福祉保健局の監理団体である公益財団法人東京都福祉保健財団（平成28年度東京都からの財政支出受入額22億9,823万円）及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（平成28年度東京都からの財源措置額（運営費負担金及び運営費交付金の決算合計額）48億4,340万円）は、いずれも都民の福祉と医療の向上に寄与することを目的として設立されており、福祉保健局と一体として事業を行っている重要な団体と認識したことから監査の対象として選定した。

Ⅷ 外部監査の方法

1. 監査の要点

公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2. 主な監査手続

関係法令・条例・規則・予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突き合わせ、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、これ以降の本文中における各団体の記載については、以下の略称を用いる。

団体名	略称
公益財団法人東京都福祉保健財団	福祉保健財団
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	健康長寿医療センター

Ⅸ 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

1 公益財団法人東京都福祉保健財団の概要

1. 福祉保健財団について

(1) 監理団体について

監理団体とは、「東京都監理団体指導監督要綱」によると、都が出資又は出せんとしている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要のある団体等と定義されている。

福祉保健局では、福祉保健財団を監理団体の一つとして所管している。

(2) 業務内容と沿革について

福祉保健財団は、昭和48年に「財団法人東京都社会福祉振興財団」として都によって設立され、平成24年4月には公益財団法人に移行し、名称を「公益財団法人東京都福祉保健財団」に改めて、都民の福祉保健医療ニーズに対応するため、公益性・中立性を重視しながら、様々な事業を実施している。

なお、福祉保健財団では、「福祉・保健・医療の人材育成」、「利用者のサービス選択の支援」、「福祉保健システムの適正運営の支援」の3つを柱として、都民の福祉保健医療の向上と、都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与することを目的としている。

表C1-1-1 福祉保健財団の概要

項目	概要
設立	昭和48年4月
基本財産	500,000,000円
出えん者	(財)東京都地域福祉財団 (財)東京都老人総合研究所
理事長	維賀 真 (平成30年3月31日時点)
役員・評議員	理事(理事長除く)9名、監事2名、評議員13名
職員数	129名 (平成30年3月31日時点)

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

表C1-1-2 福祉保健財団の主な沿革

年月	沿革
昭和48年4月	財団法人東京都社会福祉振興財団設立(事務局:千代田区内神田)
平成2年4月	事務局を千代田区神田小川町へ移転
平成6年4月	事務局を新宿区歌舞伎町へ移転
平成9年4月	財団法人東京都地域福祉財団と名称変更
平成14年3月	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団設立(本部:板橋区栄町) (3月1日設立、4月1日事業開始)
平成14年4月	旧財団法人東京都老人総合研究所の事業と旧財団法人東京都地域福祉財団の事業を再構築した事業を、東京都老人総合研究所(板橋区栄町)と板橋区事務局(新宿区神楽河岸)において開始
平成21年4月	財団法人東京都福祉保健財団と名称変更(事務局:新宿区神楽河岸) 東京都老人総合研究所は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへ移管
平成24年4月	東京都の公益認定を得て公益財団法人へ移行(4月1日)
平成26年7月	事務局を新宿区西新宿へ移転

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

表C1-1-3 福祉保健財団の職員数(平成30年3月31日時点)

(単位:人)

区分	管理職		計
	一般職		
経営部	経営企画室	2	9
	財務室	0	6
人材養成部	介護人材養成室	1	12
	福祉人材養成室	0	21
	健康支援室	1	6
	職員研修室	1	9
福祉情報部	福祉情報室	1	20
	評価支援室	0	10
	運営支援室	1	16
事業者支援部	事業者指定室	0	13
	合計	7	122

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(3) 事業の概要について

福祉保健財団の実施事業の概要は以下のとおりである。

- ① 福祉保健医療人材の育成に関する事業（公1事業）
 都民に充実した福祉保健医療サービスが提供されるよう、福祉保健医療分野を支える専門的な人材の確保・育成を推進する事業である。
 当該公1事業における主な事業の概要は、以下のとおりである。

(i) 介護支援専門員養成事業

介護保険法に基づく「指定試験実施機関」として、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、介護支援専門員としての高い資質を確保することを目的としている「介護支援専門員実務研修受講試験事業」や、介護保険制度の中核を担う人材を育成し、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図る「介護支援専門員研修事業」、介護支援専門員資格登録簿への登録業務及び介護支援専門員証の発行業務を行っている「介護支援専門員登録等事業」がある。

(ii) 介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業

医療的なケアへのニーズに対応するため、高齢者及び障害者等の施設・在宅系サービス等において、たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を育成するとともに、実施にあたっての登録等受付業務を実施している。

(iii) 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

介護保険事業者にキャリアパスの導入を促し、職員がキャリアアップを図れる環境を実現し、専門人材の育成・定着を促進する。

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、レベル認定者に認定手当相当額を支給した事業者及びキャリアパスを導入して離職率を改善した事業者に対する助成の募集、申請受付、審査等を行う。
 併せて、キャリアパス導入を効果的に実施するために、管理者等に対するセミナー及び個別相談を開催する。

また、多くの事業者への効果的なキャリアパス導入を支援するため、人事制度等の作成・改善を、集合研修や個別相談の機会を設定して支援するとともに、キャリアパスの基礎知識等について、リーダー職員、新任職員向けに研修を実施する。

(iv) 子育て支援員研修事業

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、地域において、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技能を修得するための研修を開催し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する。

- ② 福祉保健医療に関する相談及び情報提供並びに福祉サービス評価に関する事業（公2事業）

福祉保健医療に関する相談及び情報を提供するなど、都民のサービス選択を支援する事業である。また、身近な地域におけるサービスの質の向上につながる、福祉従事者等への講習会等を実施するほか、健康づくりの場を提供し、福祉保健医療に関する専門的な知識等を普及・啓発することを目指している。
 当該公2事業における主な事業の概要は、以下のとおりである。

(i) 福祉情報総合ネットワーク事業

インターネット・携帯電話・FAX・一般電話といった様々な通信手段を通じて、事業者情報、サービス評価情報等の福祉情報を、総合的・一体的に提供することにより、都民がいつでも必要なときに、自分に合った福祉サービスを主体的に選択できるようにするとともに、事業者が提供する福祉サービスの質の向上に寄与する。

(ii) ユニバーサルデザイン情報サイト事業

駅・地下鉄・道路・建築物・トイレ等のユニバーサルデザインに関する情報を、一元化したポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を運営し、高齢者や障害者等を含めたすべての人が、外出する際に必要な情報を容易に入手できるようにするとともに、情報バリアフリーや心のバリアフリー等、区市町村や事業者の取組を促進する情報を発信することにより、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの普及・推進に寄与する。

(iii) 施設活用事業

福祉保健医療に関する研修等や、区市町村が実施する健康づくり事業、都民及び団体が実施する人材養成、自主的な健康づくり等の場として施設（運動施設、研修室・会議室）を活用し、健康づくりを推進する。

(iv) 福祉サービス第三者評価システム事業

「東京都福祉サービス評価推進機構」として、評価機関の認証・指導、評価者養成講習の実施、評価結果の公表、苦情対応、共通評価項目・評価手法の検